

平成26年10月20日

株式会社 山陰合同銀行

キャッシュカードの1日あたりご利用限度額引き下げについて

山陰合同銀行（頭取 久保田 一朗）では、平成27年2月16日（月）より、個人のお客さまについて、ATMでの1日あたりのご利用限度額を下記のとおり変更させていただくこととしましたので、お知らせいたします。

なお、このたびの変更は、ATMを利用されるお客さまの利便性を考慮しながら、「振り込め詐欺」などによる被害額を抑制することを目的とした対応です。

山陰合同銀行は、今後とも振り込め詐欺等の撲滅に取り組んでまいります。

記

1. 実施日

平成27年2月16日（月）

2. 変更内容

【ご利用限度額の変更】

1口座1日あたりのカード利用限度額を100万円に引き下げます。

変更前	変更後
200万円	100万円

<ご注意> ご利用限度額には、ATMでのお引き出し額や、お振込、定期振替、宝くじ購入、デビットカード、代理人カード利用額を含みます。

【対象となるカード】

個人のお客さまのキャッシュカード（ICキャッシュカード、Duoカードを含む）

<ご注意> ただし、次のカードは対象から除きます。

- ①法人キャッシュカードおよびカードローン専用カード
- ②お客さまが個別にご利用限度額を変更されたカード

以 上